

令和3年度 地方創生関係交付金事業一覧表

資料2

	補助事業	事業名	計画期間
1	地方創生推進交付金事業	飛び地自治体連携による若者から90歳代の後期高齢者のすべてが生きがいを持って過ごせるための健幸まちづくり事業	2020年3月30日から 2025年3月31日まで
2	地方創生拠点整備交付金事業	幸袋地区交流センターを核とした地域活性化拠点施設整備事業	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
3	地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)	飯塚市まち・ひと・しごと創生推進計画	2020年3月31日から 2025年3月31日まで

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

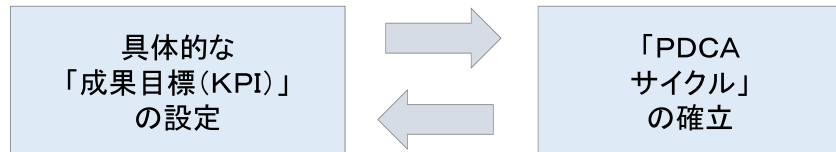
4年度予算額 1,000.0億円
（3年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

○デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な取組を支援します。

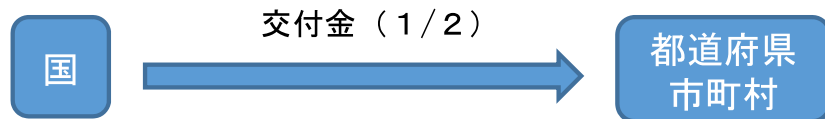
- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成例）しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ④複数年度にわたる施設整備事業（本交付金のうち70億円を地方創生拠点整備交金として措置（令和3年度から20億円の増額））

【デジタルシフトへの対応】

- 先駆タイプ（最長5年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、申請の要件とします。
- 横展開タイプ（最長3年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、原則として、申請の要件とします。
- 地方創生拠点整備交付金については、補正予算分と同様とします（審査において一定の加点を付与、効果促進事業の割合の上限を一定の引上げ）。

【わくわく地方生活実現政策パッケージにおける地方創生移住支援事業の拡充】

- 移住支援金について、これまでの単身最大60万円、世帯最大100万円に加え、世帯で移住する際に、18歳未満の帯同人数×最大30万円の子育て世帯加算を拡充。

期待される効果

- 地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、「まち」の活性化など地方創生の推進に寄与する先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を通じて、地方創生の充実・強化につなげます。

飛び地型自治体連携による若者から90歳代の後期高齢者の全てが生きがいを持って過ごせるための健幸まちづくり事業

全体概要	<p>SWC首長研究会加盟（※）の大阪府高石市、奈良県田原本町、鳥取県 湯梨浜町の1市2町と「飛び地型自治体連携」し、各事業を実施</p> <p>※SWC首長研究会 2009年に9自治体で発足。現在100以上の自治体の首長が参加。超高齢・人口減社会によって生じる様々な社会問題に対し、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデル「SmartWellnessCity」の構築を目指す。</p>
背景 (課題)	<p>4市町ともに人口減少と高齢化の進展し、労働者がさらに減少する。また、後継者不足による地場産業の衰退の歯止めをかけるためにも、高齢になっても生涯現役で働き続けられ、健康状態を維持する仕組みを各自治体は構築する必要がある。</p>
目指す 将来像	<p>我が国において人生100年時代を目前に控えた現在、「若・壮年世代だけではなく80～90歳代までシームレスに各世代において生きがいをもった生活を送り続けられ、自然と健幸になれるハードとソフトが完備しているまち＝健幸都市」と定める。事業を通して医療・介護にまつわる多様な課題を解決できる具体的な社会技術を開発し、その展開によって、多数の住民が100歳まで地域で役割を持って生活できるようにすることにより、各市町が抱える健康課題の改善、それに伴う社会保障制度の維持、またヘルスケア関連消費や生きがい関連消費の増大による地域経済活性化への貢献など、好循環を作ることを企図する。</p>

飛び地型自治体連携による若者から90歳代の後期高齢者の全てが生きがいを持って過ごせるための健幸まちづくり事業

ヘルスケアプロジェクト

地方創生推進交付金活用事業

～飛び地型自治体連携(大阪府高石市・福岡県飯塚市・奈良県田原本町・鳥取県湯梨浜町)による若者から90歳代の後期高齢者の全てが生きがいを持って過ごせるための健幸まちづくり事業～

事業概要

SWC首長研究会(※1)に加盟する4市町で連携し、国の地方創生推進交付金(交付率1/2)を活用し、ボランティア活動を参加条件とした社会参画型大規模健幸ポイント事業を実施するもの。

将来的にはSIB(ソーシャルインパクトボンド)による成果連動型契約導入による自立化を目指す。

【主な事業】

○ICT活用の大規模健幸ポイント事業

- ・スマートフォンアプリや活動量計によるデータを活用した健幸ポイント事業
- ・健幸アンバサダー(情報を発信するインフルエンサー)の養成

○健幸リビング・ラボ事業

4市町が連携し広域展開することによる付加価値向上と利用の有料化
7,000人規模の多様な層のデータ収集とその分析

○4市町交流サミット事業

サミットの開催などによる機運の醸成とスポーツツーリズムへの深化

第3期 SIB ICT健幸プラットフォーム(23.3万人規模)

規模：23.3万人

・飯塚市(12.9万人)

・高石市(5.6万人)

・田原本町(3.2万人)

・湯梨浜町(1.6万人)】

参加者数：1年目5千人→5年目1万人

5年目到達指標：医療費・介護費12億円抑制

4市町及び民間事業者(※2)との連携により期待できる効果

- 筑波大学・(株)つくばウェルネスリサーチが保有している医療費・介護給付費の抑制効果データベースの活用が期待できる。
- 自治体連携によるスケールメリットを活かした安価なサービス提供と中間コスト抑制による自治体規模に左右されないSIBの活用が期待できる。
- 自治体間での成果・課題の共有によるKPI達成に向けた効果的な施策の横展開が期待できる。

※1 SWC(スマートウェルネスシティ)首長研究会

2009年に9自治体の首長で発足。現在103自治体が参加(会長：新潟県見附市市長 久住時男、事務局長：筑波大学大学院教授 久野譜也)超高齢・人口減社会によって生じる様々な社会課題に対し、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデル『Smart Wellness City』の構築を目指す。本市の「健幸都市」のモデルとなるもの。

※2 合同会社 健幸都市 InovationCompany3 (株)タニタヘルスリンクと(株)つくばウェルネスリサーチとの合同会社

地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

4年度予算額 70億円（地方創生推進交付金1,000億円の内数）

（3年度当初予算額 50億円）

事業概要・目的

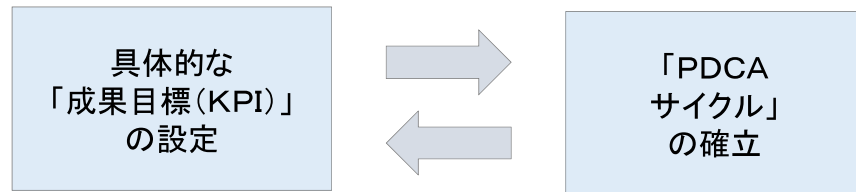
○デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援。

①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で特に先導的な事業に必要な施設整備等であって、複数年度に渡るものを支援

②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

⇒地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



対象事業等

【対象事業】

○事業ごとに具体的な重要業績評価指標（KPI）の設定及びPDCAサイクルを備えられていることを前提として、①「地方版総合戦略」において、施設等の整備や利活用の方針が明確に位置づけられており、②「公共施設等総合管理計画」において、維持・管理・更新等に係る事項が位置づけられるものであって、③十分な地方創生への波及効果の発現を期待できるものを対象

【交付上限額の目安（交付期間全体）】（1事業当たり）

	都道府県	中枢中核都市	市町村
交付上限額の目安（国費）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

【交付期間】

○原則として3年間（最長5年間）

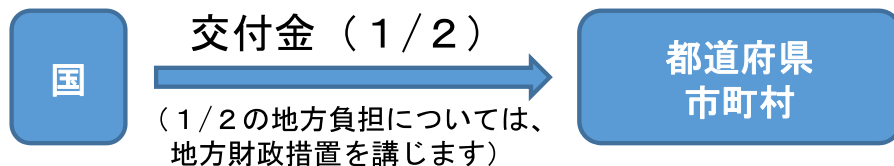
【主な対象施設のイメージ】

○ローカルイノベーションを起こし、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設。
○地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設。
○地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設。
○地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設。

【デジタルシフトへの対応】

○デジタル技術の活用を促進する施設の整備等について、審査において一定の加点を付与
○効果促進事業の割合の上限につき、デジタル技術の活用に要する経費を含む場合に一定の引上げ

資金の流れ



期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等により、所得・消費の拡大や「まち」の活性化、地方の定住・関係人口の拡大に寄与し、地方創生の充実・強化につなげる

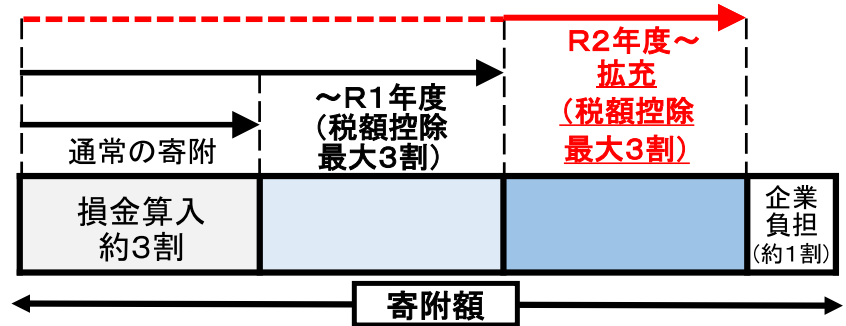
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

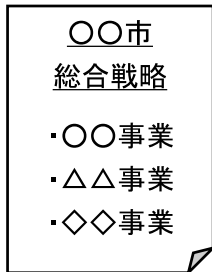


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

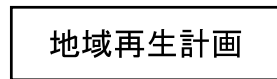
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③計画の認定



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,443市町村(令和4年7月8日時点)